

鹿児島県港湾整備事業経営戦略

計画期間 令和3年度～令和12年度

鹿児島県土木部港湾空港課
令和3年3月

目 次

1	経営戦略策定の趣旨	1
2	港湾整備事業の状況	2
	(1) 事業概要	
	(2) 使用料の形態	
	(3) 現在の経営状況	
3	将来の事業環境	2 2
	(1) 取扱貨物量・船舶乗降人員及び施設の見通し	
	(2) 使用料収入，組織の見通し	
4	経営の基本方針	3 2
5	投資・財政計画（収支計画）	3 3
	(1) 収益的収支	
	(2) 資本的収支	
	(3) その他の取組	
6	経営戦略の事後検証・改定	3 6

1 経営戦略策定の趣旨

- 公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が必要。
- このような中、将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、総務省では各公営企業に対して「経営戦略」の策定を要請。
- 本県の港湾整備については、特別会計を設置し、鹿児島港については昭和39年度から、その他の港湾については平成8年度から運用を開始。
- 港湾整備事業については、公共事業、臨海土地造成事業等と一体となって実施されるものが多いことから、関連事業の進捗予定と十分に整合をとりつつ、適正な規模で計画することが必要。また、産業・貿易構造の変化や施設の老朽化状況、経営状況を踏まえた計画とすることも必要。
- 本県における港湾整備が将来にわたって安定的に事業継続できるよう、これらを踏まえて、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とする経営戦略を策定。

2 港湾整備事業の状況

(1) 事業概要

ア 事業形態等

本県の港湾整備事業特別会計は、昭和39年度に鹿児島港を対象として設置され、その後、平成8年度に鹿児島港以外の重要港湾4港（志布志港，川内港，西之表港，名瀬港）と地方港湾41港が追加された。

(表1) 県管理港湾一覧

所管	市町村名	県管理港湾		
鹿児島地域振興局	鹿児島市	鹿児島港，桜島港，喜入港	3	
	三島村	硫黄島港	1	
	十島村	中之島港	1	
	いちき串木野市	串木野新港	1	
南薩地域振興局	指宿市	指宿港，宮ヶ浜港，魚見港	3	
	南さつま市	新川港	1	
北薩地域振興局	薩摩川内市	川内港，西方港，里港，長浜港	4	
	出水市	米之津港	1	
	阿久根市	黒之浜港	1	
	長島町	瀬戸港，宮之浦港，片側港，指江港	4	
始良・伊佐地域振興局	始良市	加治木港	1	
	霧島市	隼人港，福山港	2	
大隅地域振興局	志布志市	志布志港	1	
	垂水市	垂水港	1	
	鹿屋市	鹿屋港，高須港	2	
	錦江町	大根占港	1	
	南大隅町	根占港，大泊港	2	
	東串良町，肝付町	波見港	1	
熊毛支庁	西之表市	西之表港，田之脇港	2	
	中種子町	浜津脇港	1	
	南種子町	島間港	1	
屋久島事務所	屋久島町	宮之浦港，上屋久元浦港，安房港，栗生港	4	
大島支庁	奄美市	名瀬港	1	
	瀬戸内事務所	瀬戸内町	古仁屋港	1
	喜界事務所	喜界町	湾港	1
	徳之島事務所	徳之島町	亀徳港	1
		天城町	平土野港	1
	沖永良部事務所	和泊町	和泊港	1
		与論町	与論港	1
	合計			46

鹿児島島の航路

(令和2年5月1日現在)

鹿児島県内の港湾数

重要港湾	5港
地方港湾	126港
県管理	41港
うち避難港	2港
市町村管理	85港
合計	131港

[県管理港湾 46港]

(内訳)

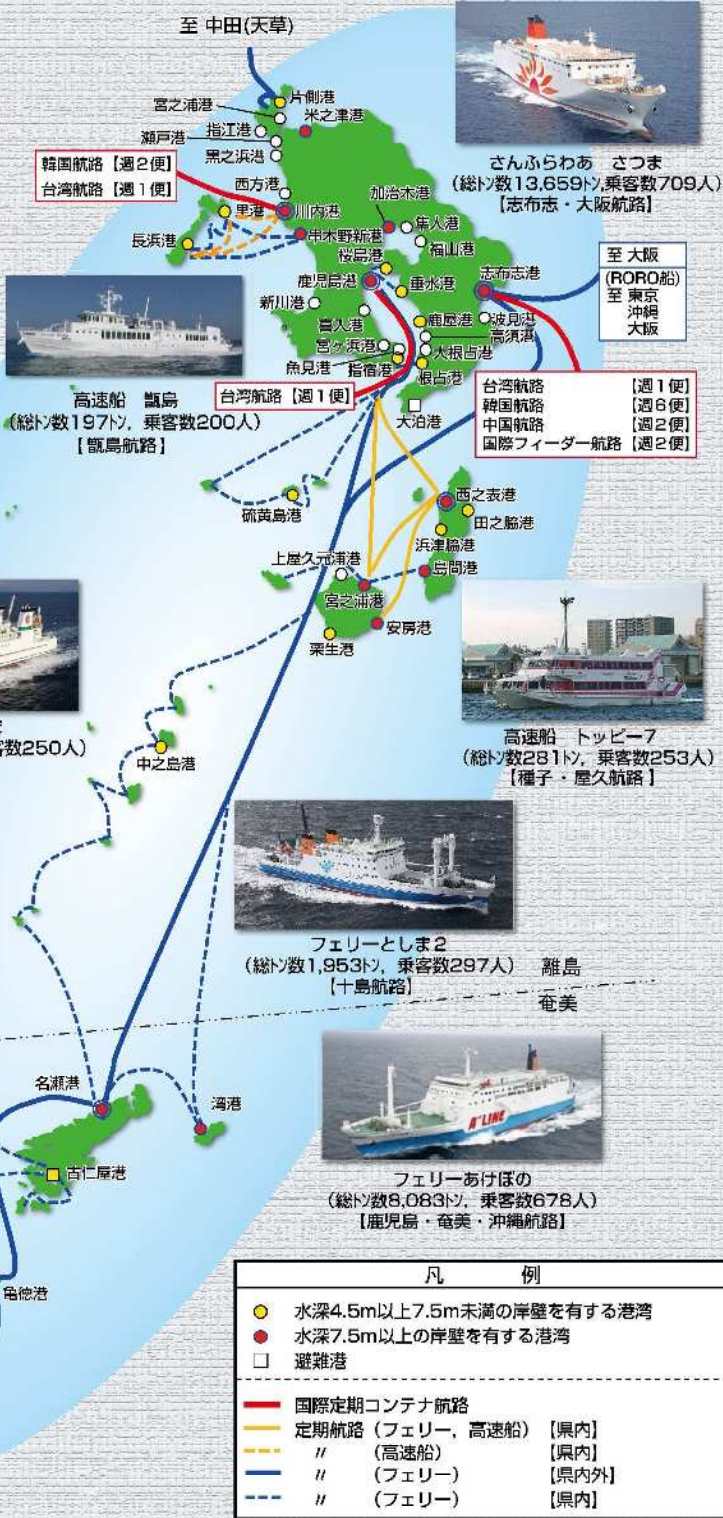
内地	45港
離島	54港
奄美	32港
計	131港

国際コンテナ定期航路

志布志港	4航路週 11便
川内港	2航路週 3便
鹿児島港(RORO船)	1航路週 1便
合計	7航路

定期航路

高速船	3航路
フェリー・旅客船	11航路
貨物船・RORO船	6航路
合計	20航路



- (1) 高速船
- | | |
|---|---------|
| 1 | 種子・屋久航路 |
| 2 | 離島航路 |
| 3 | 根占・指宿航路 |
- (2) フェリー・旅客船
- | | |
|----|------------|
| 1 | 志布志・大坂航路 |
| 2 | 三島・十島航路 |
| 3 | 種子・屋久航路 |
| 4 | 奄美・沖縄航路 |
| 5 | 奄美・喜界航路 |
| 6 | 山川、指宿・根占航路 |
| 7 | 離島航路 |
| 8 | 獅子島・水俣航路 |
| 9 | 瀬戸内航路 |
| 10 | 夜島航路 |
| 11 | 互水航路 |
- (3) 貨物船・RORO船
- | | |
|---|-----------|
| 1 | 豊多・沖縄航路 |
| 2 | 大坂・沖縄航路 |
| 3 | 鹿児島・種子島航路 |
| 4 | 鹿児島・奄美航路 |
| 5 | 東京・沖縄航路 |
| 6 | 志布志・沖縄航路 |

凡 例

●	水深4.5m以上7.5m未満の岸壁を有する港湾
●	水深7.5m以上の岸壁を有する港湾
□	避難港
—	国際定期コンテナ航路
—	定期航路 (フェリー、高速船) 【県内】
—	— (高速船) 【県内】
—	— (フェリー) 【県内外】
—	— (フェリー) 【県内】

○ 各港湾の状況

鹿児島港

鹿児島港は、広大な静穏水域や変化に富んだ海岸線を有する錦江湾に囲まれ、眼前には雄大な桜島がそびえ立つとともに、国の重要文化財に指定されている旧港施設が残されているなど、自然景観や歴史、文化に恵まれた港湾である。

また、大隅半島や離島など県内を結ぶ人流・物流の拠点や、多くのクルーズ船が寄港する国内外の交流拠点として重要な役割を果たしており、平成30年の船舶乗降人員数は626万人（全国第2位）、自動車航走車両台数は205万台（全国第1位）、令和元年のクルーズ船寄港回数は、106回（全国第8位）となっている。

港湾区域は、南北約20kmにもおよび、7つに分かれている港区は、それぞれ機能分担が図られている。

現在は、クルーズ船の受入環境整備や港湾物流の円滑化に寄与する臨港道路の整備、老朽化した港湾施設の延命化に取り組んでいる。

また、旧木材港区において、公共事業における建設発生土を活用した埋め立てを行っている。



本港区

桜島や離島を結ぶ航路が発着するとともに、県民や観光客が楽しみ憩えるウォーターフロント空間として親しまれている。

新港区

種子島を結ぶ定期航路が発着するほか、奄美・沖縄航路の定期航路が発着する母港として機能している。

鴨池港区

大隅半島を結ぶ航路の発着港として利用されている。

中央港区（マリポートかごしま）

多くのクルーズ船が寄港するとともに、県民や観光客が憩い、海と触れあえる緑地空間として親しまれている。

令和元年のクルーズ船の寄港回数は95回。

谷山一区

飼料配分基地や総合卸団地など臨海工業用地に隣接し、飼料原料の専用船、セメント船、車両輸送船等に利用されている。

谷山二区

鹿児島港最大の臨海工業用地に隣接し、南九州のエネルギー基地や自動車の集積・配送拠点として機能している。

浜平川港区

鹿児島港の最南端に位置し、ヨットやプレジャーボート、漁船などの小型船に利用されている。

志布志港

志布志港は、九州南東部の志布志湾に位置し、国内有数の農畜産地域である南九州地域を背後地に持ち、南九州地域における国内外の物流拠点、飼料供給基地として背後地域の産業を支えている港湾である。

新若浜地区国際コンテナターミナルは、現在、中国、台湾、韓国等とを結ぶ定期コンテナ航路が就航しており、九州第3位の国際コンテナ取扱量となっている。

また、九州で唯一、国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されている。

現在は、コンテナターミナルの機能向上を図るための整備や、穀物バルク船の大型化に対応するための国際バルク戦略港湾としての整備、老朽化した港湾施設の延命化等に取り組んでいるところである。

新若浜地区においては、土地造成事業（総事業費約28.7億円）により分譲地約12.3haが造成され、企業誘致担当部署や地元市と連携して早期売却に努めているところである。



本港地区

主に漁船などの小型船だまりとして利用されている。

外港地区

東京や阪神，沖縄などを結ぶ内航RORO船や，原木輸出などに利用されている。

若浜地区

飼料供給基地として配合飼料工場が集積しており，飼料原料の専用船，また，大阪南港とを結ぶフェリー「さんふらわあ」が利用している。

新若浜地区

中国，台湾，韓国等とを結ぶ定期コンテナ船が利用している。

川内港

川内港は県北西部に位置する港湾であり、一級河川川内川の河口に位置する河口港である。県北西部の流通拠点・開発拠点としての役割を担っており、開港指定や植物防疫港指定を受けるなど、外国貿易港としての機能が整えられている。外貿貨物としては、主に製紙原料となる木材チップの輸入、内貿貨物としては紙・パルプや砂・砂利を取扱っている。

また、平成16年から韓国、平成28年から台湾とのコンテナ航路が順次開設され、平成30年には過去最高の約2万TEUのコンテナ取扱量を記録するなど、今後さらなる発展が期待されている。

現在は、利用船舶の航行安全及び港内の静穏度の向上を目的として、防波堤（西）の整備を進めているところである。



京泊地区

韓国・台湾などをつ結ぶ定期コンテナ船が利用している。

唐浜地区

砂・砂利，石材，原木などの輸送拠点として利用されている。

港町地区

県本土と甬島をつ結ぶ高速船の発着港として利用されている。

船間島地区

作業船や漁船等が利用している。

久見崎地区

漁船やプレジャーボートの小型船だまりとして利用されている。

西之表港

西之表港は、県本土の南方約115kmの種子島に位置する港湾である。種子島・屋久島地域の生活基盤を支える物流拠点港湾であり、島内で営まれる消費・生産等の諸活動に要する物資の取扱い港として、また、本土や屋久島とを結ぶ生活航路としての定期船の発着港として利用されている。

現在は、港内静穏度の向上及び機能強化を図るための防波堤の整備を進めているところである。



中央地区

鹿児島～種子島・屋久島間を結ぶ高速船，鹿児島～西之表航路のフェリー及びRORO船，クルーズ船が利用している。

壱泊地区

漁船やプレジャーボートの小型船だまりとして利用されている。

天神地区

鹿児島・屋久島を結ぶフェリーや不定期貨物船，作業船等が利用している。

旧港地区

漁船やセメント船等が利用している。

洲之崎地区

公共ふ頭の計画が位置づけられている。

名瀬港

名瀬港は、奄美群島中最大の島である奄美大島の北西部に位置し、鹿児島から379km、那覇から335kmの距離にあり、古くから本土をはじめ南方諸国との貿易港として、また、奄美群島内の各港を結ぶ海上交通の拠点として利用されてきた。

また、名瀬港直背後には、約4万人の人口を有する奄美群島中最大の市街地である奄美市があり、群島における産業、経済、交通、文化の中心地として重要な役割を果たしている。

現在は、定期船等の安全かつ安定的な接岸及び荷役作業の安全性、利便性の向上を図るため、防波堤整備や老朽化したフェリー岸壁改良を進めているところである。



佐大熊地区

鹿児島を結ぶ定期の貨物船や不定期の貨物船が利用している。

長浜地区

クルーズ船や漁船等の小型船が利用している。

立神地区

船舶が安全に航行・停泊できる港内静穏度を確保するための防波堤を整備している。

本港地区

奄美・沖縄航路，十島航路及び奄美・喜界航路の定期フェリー等が利用している。

地方港湾

重要港湾以外の地方港湾は、離島や地方における生活物資の安定供給や日常の交通手段の確保、地場産業の振興などに重要な役割を果たしている。



イ 事業体系図

港湾整備については、整備内容やその財源により一般会計事業と特別会計事業（港湾整備事業、臨海土地造成事業）に区分される。

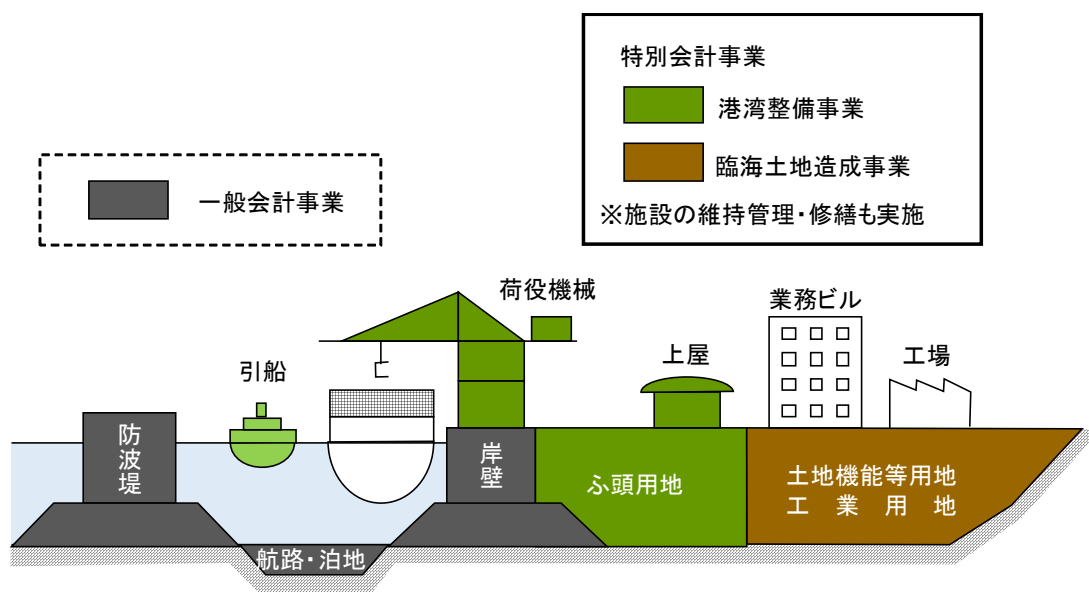
本経営戦略については、特別会計事業（港湾整備事業、臨海土地造成事業）を対象としている。

【一般会計事業】

- ・ 国の補助金等を活用して、岸壁や防波堤等を整備する。

【特別会計事業】

- ・ 自らの起債によって、ふ頭用地、上屋、荷役機械等の港湾機能施設の整備や、臨海土地造成を行う。
- ・ 整備した施設の使用料等を財源に、施設の維持管理及び修繕を行う。



(表2) 年間取扱貨物量, 年間船舶乗降人員数の推移

		H28年	H29年	H30年
年間取扱貨物量 (千トン)	総計	138,901	137,647	133,448
	鹿児島港	34,006	34,739	34,840
	志布志港	10,219	10,651	9,678
	川内港	1,352	1,462	1,396
	西之表港	1,313	1,352	1,317
	名瀬港	816	884	1,001
	地方港湾	91,195	88,559	85,215
年間船舶乗降人員数 (千人)	総計	12,445	12,800	13,114
	鹿児島港	5,782	6,060	6,264
	志布志港	133	127	170
	川内港	46	47	42
	西之表港	480	497	491
	名瀬港	182	202	216
	地方港湾	5,821	5,867	5,931

(2) 使用料の形態

- ・ 過去3年間の使用料収入は表3のとおりであり、令和元年度の使用料収入は約24億9千万円で、前年度比85百万円の増加となっている。
- ・ 現行の使用料については、表4のとおり。
- ・ 使用料設定の考え方は、施設・設備の整備や維持修繕・保守点検にかかる費用と使用料収入が等しくなることを基本とした上で、次の2点についても考慮している。
 - ① ふ頭用地について、資本費平準化債も活用しながら、耐用年数の範囲内で必要経費を賄う。
 - ② その他の施設について、利用促進を図るために、他港の使用料も勘案した上で使用料を設定する。

(表3) 年間使用料収入額の推移

年 度	H29年度	H30年度	R元年度
年間使用料収入額 (百万円)	2,353	2,403	2,488

※過年度収入を含む。

(表4) 使用料一覧

施設区分	使用料区分	現行(a)	前回(b)	改定率	前々回(c)	改定率		
		(R1年改正)	(H26年改正)	(a/b)%	(H10年改正)	(b/c)%		
係船料	(1) 定期航路船 ア 同一係留施設を1日2回以内使用する 場合 1回ごとに							
	(ア) 係留時間2時間未満の とき、総トン数1トンに つき	1円89銭	1円86銭	101.6%	1円81銭	102.8%		
	(イ) 係留時間2時間以上の とき24時間までごとに、 総トン数1トンにつき	2円78銭	2円73銭	101.8%	2円66銭	102.6%		
	イ 同一係留施設を1日3回 以上使用する 場合 総トン数1トンにつき、 1日	5円42銭	5円32銭	101.9%	5円18銭	102.7%		
	(2) 定期航路船以外の船舶 1回ごとに							
	ア 係留時間12時間以下のと き、総トン数1トンにつき	3円91銭 (3円59銭)	3円83銭 (3円59銭)	102.1% (100.0%)	3円73銭 (3円59銭)	102.7% (100.0%)		
	イ 係留時間12時間を超え 24時間以下のとき、総トン 数1トンにつき	5円20銭 (4円78銭)	5円11銭 (4円78銭)	101.8% (100.0%)	4円97銭 (4円78銭)	102.8% (100.0%)		
	ウ 係留時間24時間を超える とき、総トン数1トンにつ き	5円20銭(4円78銭)に24時間 を超える係留時間12時間まで ごとに2円61銭(2円39銭)を 加算した額	5円11銭(4円78銭)に24時間 を超える係留時間12時間まで ごとに2円56銭(2円39銭)を 加算した額	101.8% (100.0%) 102.0% (100.0%)	4円97銭(4円78銭)に24時間 を超える係留時間12時間まで ごとに2円49銭(2円39銭)を 加算した額	102.8% (100.0%) 102.8% (100.0%)		
小型浮棧 橋使用料	1月につき							
	(1) 船長4メートル未満の船舶 の場合	2,270円	2,220円	102.3%	2,160円	102.8%		
	(2) 船長4メートル以上8メー トル未満の船舶の場合	2,840円	2,790円	101.8%	2,710円	103.0%		
	(3) 船長8メートル以上の船舶 の場合	3,400円	3,340円	101.8%	3,240円	103.1%		
人道橋 使用料	1回につき 鹿児島港 本港区 鴨池港区 里港及び長浜港 垂水港 根占港	174円 583円 1,396円 790円 149円	171円 572円 1,371円 775円 146円	101.8% 101.9% 101.8% 101.9% 102.1%	166円 557円 754円 142円	103.0% 102.7% 102.8% 102.8%		
	可動橋 使用料	1回につき 鹿児島港 垂水港 昭和49年度に建設されたも の 平成9年度に建設されたも の その他の港湾	614円 605円 614円 979円	603円 594円 603円 961円	101.8% 101.9% 101.8% 101.9%	586円 578円 586円 935円	102.9% 102.8% 102.9% 102.8%	
		ボーディングブリ ッジ使用料	1回につき 鹿児島港及び名瀬港	6,600円	6,480円	101.9%	6,300円	102.9%
		野積場使用料	(1) 一般使用 1日1平方メートルにつき ア 鹿児島港 イ その他の港湾	2円27銭以内で知事 が定める額 1円89銭以内で知事 が定める額	2円22銭以内で知事 が定める額 1円86銭以内で知事 が定める額	102.3% 101.6%	2円16銭以内で知事 が定める額 1円81銭以内で知事 が定める額	102.8% 102.8%
			(2) 専用使用 1月1平方メートルにつき ア 鹿児島港 イ その他の港湾	75円83銭以内で知事 が定める額 58円15銭以内で知事 が定める額	74円46銭以内で知事 が定める額 57円9銭以内で知事 が定める額	101.8% 101.9%	72円39銭以内で知事 が定める額 55円50銭以内で知事 が定める額	102.9% 102.9%
荷さばき 地使用料	(1) 使用時間が24時間まで (2) 使用時間が24時間を超える 部分 1日1平方メートルにつき ア 鹿児島港 イ その他の港湾		無料 2円27銭以内で知事が定める 額 1円89銭以内で知事が定める 額	無料 2円22銭以内で知事が定める 額 1円86銭以内で知事が定める 額		無料 2円16銭以内で知事が定める 額 1円81銭以内で知事が定める 額		
					102.3% 101.6%		102.8% 102.8%	

上屋使用料	(1) 昭和53年度以前に建設されたものに係るもの 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合 イ 使用期間が11日以上の場合	7円59銭 12円65銭	7円45銭 12円42銭	101.9% 101.9%	7円25銭 12円8銭	102.8% 102.8%
	(2) 昭和54年度以後に建設されたものに係るもの(3)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合 イ 使用期間が11日以上の場合	10円11銭 18円96銭	9円93銭 18円62銭	101.8% 101.8%	9円65銭 18円10銭	102.9% 102.9%
	(3) 平成4年度以後鹿児島港本港区に建設されたものに係るもの 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合 イ 使用期間が11日以上の場合	12円82銭 25円63銭	12円58銭 25円16銭	101.9% 101.9%	12円23銭 24円47銭	102.9% 102.8%
	(4) 平成4年度以後鹿児島港谷山一區に建設されたものに係るもの 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合 イ 使用期間が11日以上の場合	10円89銭 21円79銭	10円69銭 21円39銭	101.9% 101.9%	10円40銭 20円80銭	102.8% 102.8%
	(5) 平成24年度以後鹿児島港新港区に建設されたものに係るもの 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合 イ 使用期間が11日以上の場合	10円57銭 21円13銭	10円38銭 20円75銭	101.8% 101.8%	- -	- -
	くん蒸上屋使用料	1時間までごとにつき	4,070円	4,000円	101.8%	3,890円
荷役機械使用料	コンテナクレーン 1台30分までごとにつき 志布志港 川内港	26,740円 31,420円	26,250円 30,850円	101.9% 101.8%	21,210円 29,990円	123.8% 102.9%
冷凍コンセント使用料	(1) 鹿児島の港湾以外の港湾 1口1時間までごとにつき	350円	350円	100.0%	340円	102.9%
	(2) 鹿児島の港湾 1口1時間までごとにつき	310円	310円	100.0%	300円	103.3%
港湾施設用地使用料	(1) 電柱、標柱類 (2) 線管類 (3) 架空工作物 (4) 軌道施設 (5) 広告物	鹿児島県道路占用料徴収条例(昭和28年鹿児島県条例第39号)第2条及び別表により算定する額	鹿児島県道路占用料徴収条例(昭和28年鹿児島県条例第39号)第2条及び別表により算定する額	-	鹿児島県道路占用料徴収条例(昭和28年鹿児島県条例第39号)第2条及び別表により算定する額	-
	(6) 港湾機能施設用地 1月1平方メートルにつき ア 鹿児島港 イ その他の港湾	150円72銭以内で知事が定める額 110円14銭以内で知事が定める額	150円72銭以内で知事が定める額 110円14銭以内で知事が定める額	100.0% 100.0%	150円72銭以内で知事が定める額 110円14銭以内で知事が定める額	100.0% 100.0%
	(7) その他	鹿児島県財産に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第12号)第7条に定める基準により、その都度知事が定める額	鹿児島県財産に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第12号)第7条に定める基準により、その都度知事が定める額	-	鹿児島県財産に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第12号)第7条に定める基準により、その都度知事が定める額	-
旅客待合所使用料	(1) 広告使用料 1月0.1平方メートルにつき 鹿児島港 その他の港湾	1,540円以内で知事が定める額 830円以内で知事が定める額	1,510円以内で知事が定める額 810円以内で知事が定める額	102.0% 102.5%	1,470円以内で知事が定める額 790円以内で知事が定める額	102.8% 102.5%
	(2) その他 1平方メートル1年につき	鹿児島県財産に関する条例第7条に定める基準により、その都度知事が定める額	鹿児島県財産に関する条例第7条に定める基準により、その都度知事が定める額	-	鹿児島県財産に関する条例第7条に定める基準により、その都度知事が定める額	-
管理棟使用料	1平方メートル1年につき	12,848円	12,614円	101.9%	-	-
臨港道路占用料	鹿児島県道路占用料徴収条例別表による。	鹿児島県道路占用料徴収条例第2条及び別表により算定する額	鹿児島県道路占用料徴収条例第2条及び別表により算定する額	-	鹿児島県道路占用料徴収条例第2条及び別表により算定する額	-
一般駐車場使用料	(1) 普通自動車1台 鹿児島港本港区及び新港区 ア 駐車時間が1時間まで イ 駐車時間が1時間を超え6時間までの部分 1時間までごとにつき ウ 駐車時間が6時間を超え12時間までの部分 1時間までごとにつき エ 駐車時間が12時間を超える部分 1時間までごとにつき	無料 200円 100円 50円	無料 200円 100円 50円	100.0% 100.0% 100.0% 100.0%	無料 200円 100円 50円	100.0% 100.0% 100.0% 100.0%
	(2) 大型自動車1台 鹿児島港本港区 ア 駐車時間が1時間まで イ 駐車時間が1時間を超える部分 1時間までごとにつき	無料 640円	無料 630円	100.0% 101.6%	無料 610円	100.0% 103.3%
	(3) 国際旅客船乗送迎用バス1台 鹿児島港本港区及び中央港区 1日につき	2,000円	-	-	-	-
港湾環境施設使用料	(1) 運動広場 1時間までごとにつき	380円	370円	102.7%	360円	102.8%
	(2) 庭球場 1面1時間までごとにつき	240円	240円	100.0%	240円	100.0%

(3) 現在の経営状況

平成30年度、令和元年度の決算及び令和2年度当初予算の状況は表5のとおり。

(表5) 決算等の状況

(単位：百万円)

年 度		H30年度 決算	R元年度 決算	R2年度 当初予算
収益的収支	総収益	3,143	2,469	2,136
	総費用	1,025	834	919
	収支差引	2,118	1,635	1,217
資本的収支	資本的収入	3,659	2,989	2,923
	資本的支出	5,746	4,584	4,140
	収支差引	△2,087	△1,595	△1,217
収支再差引		31	40	0
地方債残高		33,865	33,121	32,862
収益的収支比率 ^{※1}		53.2%	58.1%	61.9%
経費回収率 ^{※2}		35.9%	51.0%	54.8%
他会計補助金比率 ^{※3}		0.5%	12.3%	16.4%

※臨海土地造成事業を含む

※詳細については巻末に添付の別表を参照。

※1 収益的収支比率

総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

※2 経費回収率

(料金収入 + その他営業収益) / (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)
× 100

※3 他会計補助金比率

繰入金 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

ア 収益的収支

(ア) 収益的収入

- ・ 料金収入

係船料などの港湾使用料のうち、収益的支出の財源として充当する経費である。

使用料収入は、過去5年間増収傾向にあることから今後も一時的な増減はあるものの、安定的な収入があるものと見込む。

なお、使用料収入は、資本的支出、次年度への繰越金、臨海土地整備事業の起債償還金及び普通会計（準公営企業事業以外の経費）へも充当している。

- ・ 他会計繰入金

一般会計からの繰入金であり、地方債利子償還金充当額及び環境保全事業に要する一部経費の充当額である。土地売却収入の影響を除くと概ね横ばいである。

- ・ その他

土地の貸付に係る財産貸付収入、諸収入（港湾施設使用に伴う光熱水料等）、土地売却収入であり、財産貸付収入及び諸収入については概ね横ばいである。

(イ) 収益的支出

- ・ 営業費用

港湾施設の維持管理等に係る経費であり、概ね横ばいである。

- ・ 営業外費用

地方債利子償還金であり、地方債元金残高は起債の新規発行額を償還元金の範囲内としているため減少するが、当該経費については、起債発行時の利率（0.01%～2.1%）等により増減する。

イ 資本的収支

(ア) 資本的収入

- ・ 地方債

地方債は、当該年度の港湾施設整備に要する経費として新たに発行する起債と、借換債（地方債の借換えのために要する経費の財源とするために起こす地方債）及び平準化債（世代間の負担を公平化するため元金償還金相当額と当該施設の減価償却費相当額との差額について発行が認められる地方債）であり、借換債及び平準化債は一時的に増減するが、起債の新規発行額は償還元金の範囲内とする。

- ・ 他会計補助金（他会計繰入金）
収益的収入（料金収入，その他収入）を充当して不足する地方債元金償還金に充当する一般会計からの繰入金である。土地売却収入の有無や臨海土地整備事業に係る起債の一括償還の影響により増減する。

(イ) 資本的支出

- ・ 建設改良費
港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地，上屋，荷役機械などを整備するために要する経費である。関連する公共事業の進捗，港湾計画・長寿命化計画等の各種計画に基づき効率的に整備を進めることとしており，事業の進捗状況に応じて当該経費は増減する。
- ・ 地方債償還金
地方債償還金については，借換債の推移により全体額は増減する。

3 将来の事業環境

(1) 取扱貨物量・船舶乗降人員及び施設の見通し

鹿児島港

○ 取扱貨物量

- ・ 半島や離島住民の日常生活や産業活動にとって極めて重要な物流拠点として、セメント、揮発油などの化学工業品や農水産品を多く取り扱っており、近年の取扱貨物量は3,500万トン前後で推移。
- ・ 今後、臨海部の渋滞緩和に寄与する臨港道路の整備等により港湾物流の円滑化が図られる予定。
- ・ 今後の取扱貨物量は横ばいで推移する見込み。

○ 船舶乗降人員

- ・ 半島や離島住民の日常生活や産業活動にとって極めて重要な人流拠点として、半島間、離島間を結ぶフェリーの発着場となっており、近年の船舶乗降人員は600万人前後で推移。
- ・ 今後もフェリーの発着場としての役割を果たされる見込み。
- ・ 今後の船舶乗降人員は人口減少の影響を受けるものの、交流人口の増加が見込まれることから、おおむね横ばいで推移する見込み。

○ その他利用状況

- ・ 大型クルーズ船が寄港する交流拠点としての重要な役割を担っており、平成29年から令和元年においては3年連続で100回を超えるクルーズ船が寄港。
- ・ アジアのクルーズ需要を加味すると、クルーズ船の寄港回数は増加する見込み。

○ 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）

- ・ クルーズ船の受入環境整備。
- ・ ふ頭間を連絡し、港湾物流の円滑化に寄与する臨港道路の整備。
- ・ 港湾の機能向上を図るための土地造成や環境整備。
- ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。

※ 旧木材港区における土地造成

- ・ 埋立期間については、南側区域に約8年、全体では約13年を見込む。
- ・ 財源は起債の発行を行い、起債償還金については港湾施設使用料を充当する。
- ・ 埋立後は、民間活力を導入した県民や観光客の交流空間とし、具体の土地利用は今後の埋立の進捗に応じ検討する。



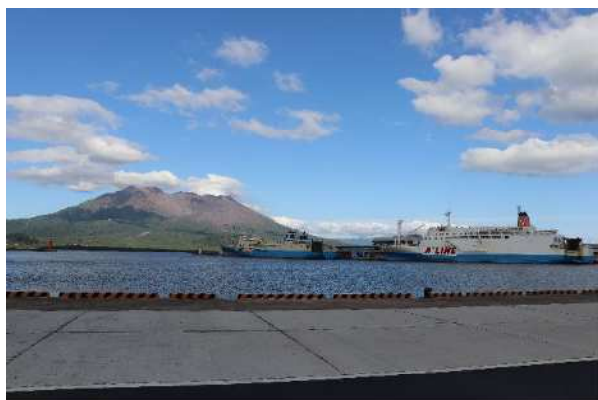
新港区



旧木材港区



中央港区 (マリンポートかごしま) クルーズ船の受入



新港区 離島を結ぶフェリー



谷山二区 LPGの輸入

志布志港

○ 取扱貨物量

- ・ 国際コンテナ取扱量について年々増加傾向であり、令和元年は過去最高の約10万8千TEUを記録。今後の取扱貨物量は増加する見込み。
- ・ 原木の輸出については、10年連続日本一の輸出量(令和元年：約37万m³)である。今後も中国における梱包用資材や建設資材としての需要の増加が見込まれることから、輸出量は増加する見込み。
- ・ 飼料用とうもろこしの輸入については、主にアメリカから輸入され全国2位の輸入量(令和元年：約172万トン)である。南九州地域の畜産業に必要な不可欠な配合飼料の原料である穀物の輸入量は、横ばいで推移する見込み。

○ 船舶乗降人員

- ・ 平成30年の船舶乗降人員は約17万人であり、定期航路であるフェリーは近年モーダルシフト等により利用者が増加傾向である。
- ・ 今後の船舶乗降人員はおおむね横ばいで推移する見込み。

○ 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）

- ・ コンテナターミナルの機能向上を図るための岸壁等の整備。
- ・ 港内静穏度確保による安全性向上を図るための防波堤の整備。
- ・ 穀物バルク船の大型化に対応するため、国際バルク戦略港湾としての岸壁等の整備。
- ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。

※ 新若浜地区における土地造成

- ・ 計画工区（10.1ha）の埋立造成完了は、令和8年度を予定。
- ・ 財源は起債の発行を行い、起債償還金については港湾施設使用料を充当する。
- ・ 売却予定単価については土地造成費用により設定し、今後著しい社会経済情勢の変化があった場合は売却単価の見直しを行う。



新若浜地区 コンテナバース延伸，国際バルク戦略港湾整備



外港地区 原木仮置状況



新若浜地区コンテナバース延伸整備状況



若浜地区 さんふらわあ利用状況

川内港

- 取扱貨物量
 - ・ 原木の輸出については、中国における梱包用資材や建設資材としての需要の増加が見込まれることから、輸出量は増加する見込み。
 - ・ 紙・パルプについては、生産量の維持が見込まれることから、輸出量は横ばいとなる見込み。
 - ・ 木材チップの輸入については、ベトナム・マレーシア・アメリカ・チリなどから輸入されており、紙・パルプの生産量の維持が見込まれることから、輸入量は横ばいとなる見込み。
- 船舶乗降人員
 - ・ 平成30年の船舶乗降人員は約4万人であり、定期航路である高速船は住民の生活航路及び観光客の甕島への航路であることから、今後も横ばいで推移する見込み。
- 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）
 - ・ 荷役機械（コンテナクレーン）の整備。
 - ・ 木材やコンテナを扱う新たなふ頭用地の整備。
 - ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。



京泊地区
ジブクレーンによるコンテナ船への積込状況



京泊地区 ジブクレーン



京泊地区 京泊ふ頭の利用状況



港町地区 小型船だまりの利用状況



唐浜地区 原木仮置状況

西之表港

- 取扱貨物量
 - ・ 平成30年の取扱貨物量は約132万トンであり，主に島民の生活物資であることから，取扱貨物量は横ばいで推移する見込みであるが，今後，ロケットが新型のH3へ移行されることに伴い，ロケット関連貨物の増加が想定される。

- 船舶乗降人員
 - ・ 平成30年の船舶乗降人員は約49万人であり，定期航路であるフェリー一及び高速船は住民の生活航路となっていることから人口減少の影響を受けるものの，交流人口の増加が見込まれることから，今後も横ばいで推移する見込み。

- 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）
 - ・ 防波堤（沖）の改良。
 - ・ 大規模自然災害発生時に，海上からの輸送ルートを実際に確保するための耐震強化岸壁を整備。
 - ・ その他，老朽化している施設の維持・補修。



防波堤（沖）の改良



高速船への乗客の乗入状況

名瀬港

- 取扱貨物量
 - ・ 平成30年の取扱貨物量は約100万トンであり、今後は岸壁の機能強化等により港湾物流の円滑化が図られる予定。
 - ・ 今後の取扱貨物量は横ばいで推移する見込み。
- 船舶乗降人員
 - ・ 平成30年の船舶乗降人員は約22万人であり、定期航路であるフェリーは住民の生活航路となっていることから人口減少の影響を受けるものの、交流人口の増加が見込まれることから、今後も横ばいで推移する見込み。
- 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）
 - ・ 本港地区おけるふ頭用地及び上屋（旅客・貨物）の整備。
 - ・ 老朽化している既設岸壁の沖出し直線化の整備。
 - ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。



岸壁の整備状況



緑地等の整備状況



本港地区の整備状況

地方港湾

- 取扱貨物量
 - ・ 離島における生活物資の安定供給に欠かせない港湾であることから、今後の取扱貨物量は横ばいで推移する見込み。
- 船舶乗降人員
 - ・ 人口減少の影響を受けるものの、住民の日常の交通手段として利用されていることから、今後も概ね横ばいで推移する見込み。
- 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）
 - ・ 施設の老朽化に対する計画的な長寿命化対策として、各港の岸壁や臨港道路の橋梁等の計画的な維持管理・更新。



垂水港



宮之浦港



安房港



湾港



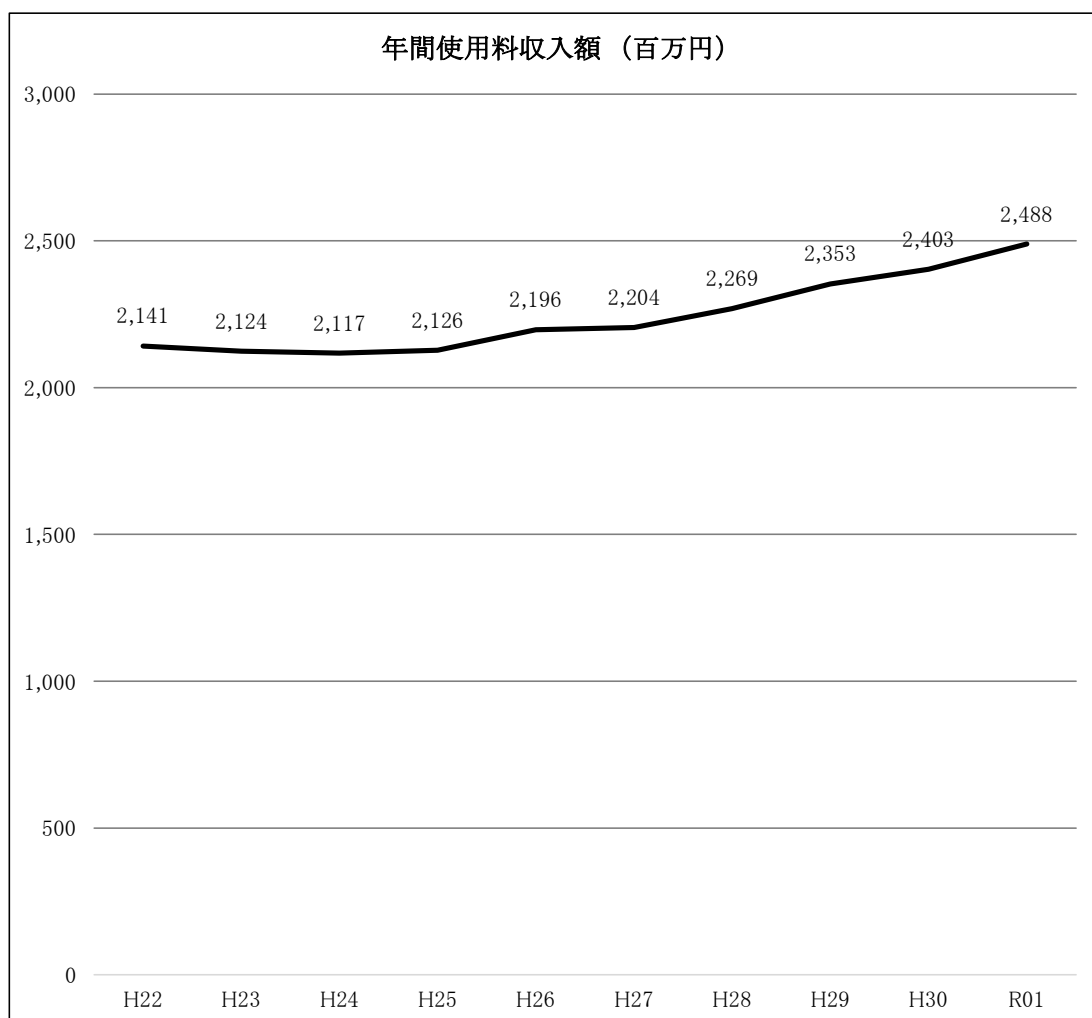
亀徳港



和泊港

(2) 使用料収入，組織の見通し

- ・ 使用料収入については，過去5年間増収傾向にあるものの，今後施設・設備の大幅な増減が見込まれないことから，おおむね横ばいで推移する見込み。
- ・ 港湾空港課及び地域振興局・支庁において港湾関連業務を行っている職員については，一般会計及び港湾整備事業特別会計から人件費を支出。このうち，港湾整備事業特別会計の対象者は20名。
- ・ 港湾の整備及び維持管理については，今後も業務量の大幅な増減は見込まれないことから，現在の体制を維持する見込み。



※過年度収入を含む。

4 経営の基本方針

本県における港湾は、県民生活や地域の産業を支え、本県の発展に欠かすことのできない基礎的な交通基盤として極めて重要な役割を果たしている。

また、美しい景観を望む魅力あるいやしの観光拠点としての対応や、災害時の避難活動、緊急物資輸送などの防災拠点としての対応も必要とされるなど、多種多様な役割も求められている。

本県港湾が有するこれらの役割や現在の利用状況、収支状況、今後の整備計画等を踏まえ、特に以下の6点を経営の基本方針として、港湾の安定的な運営に努めることとする。

【経営の基本方針】

- ・ 船舶が安全・確実に接岸できる港湾の整備
- ・ 国内外との物流拠点としての機能向上
- ・ 離島の住民生活を支える港湾施設の整備
- ・ クルーズ船等の受入環境の整備
- ・ 長寿命化計画に基づく施設の適切な維持管理
- ・ 大規模災害時の災害応急対策等の実施拠点としての整備

5 投資・財政計画（収支計画）

現在の経営状況及び将来の事業環境を踏まえ、令和3年度から12年度までの10年間の投資・財政計画（収支計画）については表6のとおりとする。

（表6）投資・財政計画（収支計画）

○港湾整備事業

（単位：百万円）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収益的収支	2,029	1,521	1,206	1,166	1,166	1,140	1,166
資本的収支	△ 1,989	△ 1,481	△ 1,206	△ 1,166	△ 1,166	△ 1,140	△ 1,166

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支	1,166	1,166	1,145	1,118	1,133	936
資本的収支	△ 1,166	△ 1,166	△ 1,145	△ 1,118	△ 1,133	△ 936

○臨海土地造成事業

（単位：百万円）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収益的収支	90	114	11	△ 0	△ 0	26	△ 0
資本的収支	△ 98	△ 114	△ 11	0	0	△ 26	0

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支	△ 0	△ 0	21	48	33	230
資本的収支	0	0	△ 21	△ 48	△ 33	△ 230

※ 0は百万円未満を表す。

※ H30年度，R元年度は決算額。

※ 投資・財政計画（収支計画）の詳細については巻末に添付の別表を参照。

(1) 収益的収支

ア 収益的収入

- ・ 使用料収入については過去5年間増収傾向にあることから、今後も一時的な増減はあるものの、安定的な収入があるものと見込む。
- ・ また、現在整備が進められている鹿児島港マリポートかごしまの新たな岸壁の整備及び志布志港国際バルク戦略港湾としての整備に伴う船舶の大型化による係船料の増加が見込まれる。
- ・ 一般会計からの繰入金については、地方債利子償還金充当額及び環境保全事業に要する経費の一部である。地方債利子償還金は、今後発行予定の地方債の利率を年利1.5%の元金均等償還と想定し、環境保全事業に要する経費については横ばいを見込む。

イ 収益的支出

- ・ 施設の維持管理に係る委託料等を含む営業費用については、概ね横ばいを見込む。
- ・ 支払利息は地方債利子償還金であり、今後発行予定の地方債の利率を年利1.5%と仮定するため増加を見込む。

(2) 資本的収支

ア 資本的収入

- ・ 地方債については、原則として新規発行額を償還元金の範囲内とする。
- ・ 他会計補助金（他会計繰入金）については、収益的収入（料金収入、その他収入）充当後に不足する地方債元金償還金に充当する一般会計からの繰入金であり、概ね横ばいを見込む。

イ 資本的支出

- ・ 施設・設備については、多くの港で概成している。
- ・ 今後は、耐用年数を超過する港湾施設の割合が大きくなることを見込まれるが、一度に全ての更新を行うことは困難であるため、交付金対象外の施設についても維持管理計画の策定を進め、同計画に基づく点検診断結果を踏まえて施設の計画的な老朽化対策を行い長寿命化を図る。
- ・ 地方債償還金については、借換債の推移により全体額は増減するが、起債の新規発行額を抑制し減額に努める。

(3) その他の取組

ア 投資面

- ・ ふ頭用地や旅客上屋・貨物上屋、荷役機械等の計画的な整備に努める。
- ・ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策を重点事業に位置づけ、各港の岸壁や臨港道路の橋梁等の計画的な維持管理・更新を行うことにより、ライフサイクルコスト削減、補修・更新費の平準化を図る。
- ・ 官民連携の取組として、鹿児島港のマリンポートかごしまでは、国やクルーズ船社と連携して、国際クルーズ拠点の形成に向けた取組を進めているところ。
- ・ 一方、PFIやPPP等の民間活用については現時点では予定していないが、効率的・効果的な運営を行う観点から、引き続き検討に努める。

イ 財源面

- ・ 使用料については、原価の上昇や他県の状況、県内の類似施設との均衡等を勘案し、毎年度見直しを検討し、受益者負担の適正化に努める。
- ・ 未利用財産については、有効活用を図り、収入の確保に努める。
- ・ 起債については、新規発行額を抑制し、繰入金の削減に努める。

ウ その他

- 新規施設の管理については、入札により業者を選定するなど、経費の抑制や効率的な運営が図られるよう努める。

6 経営戦略の事後検証・改定

- 本経営戦略については、P D C Aサイクルによる進捗状況の評価検証を行うとともに、施設ニーズや社会情勢の変化、他の計画の策定状況等を踏まえて、適宜見直しを実施する。
- また、収支計画については、概ね5年後を目途に評価検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

投資・財政計画 (収支計画)

投資・財政計画(収支計画)
港湾整備事業

(単位:千円, %)

区分	年度	H30		R01		R02		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度									
収益的収入	1 総	3,044,951	2,352,344	2,123,335	2,073,594	2,094,436	2,089,787	2,132,103	2,150,355	2,166,078	2,159,442	2,141,921	2,153,139	1,965,820									
	(1) 営業	2,121,349	2,054,260	1,882,094	1,856,673	1,856,673	1,830,673	1,856,673	1,856,673	1,856,673	1,835,673	1,808,673	1,823,673	1,626,673									
	イ 受託工事	2,121,349	2,054,260	1,882,094	1,856,673	1,856,673	1,830,673	1,856,673	1,856,673	1,856,673	1,835,673	1,808,673	1,823,673	1,626,673									
	ウ その他																						
	(2) 営業外	923,602	298,084	241,241	216,921	237,763	259,114	275,430	293,682	309,405	323,769	333,248	329,466	338,947									
収益的支出	ア 他会計繰入金	26,907	123,028	135,125	125,507	146,349	167,700	184,016	202,268	217,991	232,355	241,834	238,052	247,533									
	イ その他	896,695	175,056	106,116	91,414	91,414	91,414	91,414	91,414	91,414	91,414	91,414	91,414	91,414									
	エ 費用	1,016,395	831,642	917,584	907,961	928,803	950,154	966,470	984,722	1,000,445	1,014,809	1,024,288	1,020,507	1,029,987									
	(1) 営業	847,106	709,517	783,153	783,148	783,148	783,148	783,148	783,148	783,148	783,148	783,148	783,148	783,148									
	ア 職員給与	59,923	444																				
資本的収入	3 収支差引	2,028,556	1,520,702	1,205,751	1,165,633	1,165,633	1,139,633	1,165,633	1,165,633	1,166,633	1,144,633	1,117,633	1,132,632	935,633									
	(1) 地方債	3,611,077	2,955,619	2,693,057	3,324,580	4,003,106	4,158,071	4,102,114	3,151,784	2,633,588	3,185,330	2,602,602	2,594,807	1,836,869									
	(2) 他資本費平準化債	994,000	885,000	814,000	583,000	467,000	398,000	375,000	355,000	355,000	310,000	253,000	260,000	265,000									
	(3) 他会計借入金		397,653	430,180	419,185	392,370	351,849	363,190	309,951	304,109	405,585	372,431	430,174	680,930									
	(4) 固定資産売却代金																						
資本的支出	2 資本的支出	5,599,617	4,436,488	3,898,808	4,490,213	5,168,739	5,297,704	5,267,747	4,317,417	3,799,221	4,329,963	3,720,235	3,727,439	2,772,502									
	(1) 建設改良費	813,000	1,135,000	1,376,802	1,320,807	1,351,807	895,807	1,409,807	1,128,807	1,128,807	959,807	854,807	854,807	854,807									
	(2) 地方債償還金	32,868	31,176	50,302	48,760	49,866	34,519	51,818	42,375	42,375	36,650	33,089	33,089	33,089									
	(3) 他会計長期借入金返還金	4,786,617	3,301,488	2,522,006	3,169,406	3,816,932	4,401,897	3,857,940	3,188,610	2,672,414	3,370,156	2,865,428	2,872,632	1,917,895									
	(4) 他会計への繰入金	957,371	874,335	712,980	586,864	537,371	446,249	331,010	249,639	176,280	1,017,702	192,796	772,353	178,061									
3 収支差引	1,988,540	1,480,869	1,205,751	1,165,633	1,165,633	1,139,633	1,165,633	1,165,633	1,165,633	1,144,633	1,117,633	1,132,632	935,633										

投資・財政計画(収支計画)
港湾整備事業

(単位:千円, %)

区分	H30			R01			R02			(単位:千円, %)											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度								
収支再差引		40,016	39,833																		
積立金																					
前年度からの繰越金		277,570	317,548																		
前年度繰上充用金																					
形式収支		317,586	357,381																		
翌年度へ繰り越すべき財源		15,422	57,335																		
実質収支		302,164	300,046																		
(N)-(O)																					
赤字比率																					
赤字比率																					
収益的収支比率		52.47	56.91	50.86	44.13	39	44	52	59	49	55	55	67								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の																					
営業収益 - 受託工事収益		2,121,349	2,054,260	1,856,673	1,856,673	1,830,673	1,856,673	1,856,673	1,856,673	1,835,673	1,808,673	1,823,673	1,626,673								
地方財政法による 資金不足の比率																					
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額																					
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額																					
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模																					
健全化法第22条により算定した 資金不足比率																					
他会計借入金残高																					
地方債借入金残高																					
他会計繰入金		33,864,568	33,121,046	32,597,906	32,391,710	31,796,035	31,677,019	31,330,242	30,987,307	30,396,896	29,761,639	29,053,640	28,291,884								
他会計繰入金																					
区分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度								
収益的収支分	26,907	123,028	135,125	125,507	146,349	167,700	184,016	202,268	217,991	232,355	241,834	238,052	247,533								
うち基準内繰入金																					
うち基準外繰入金	26,907	123,028	135,125	125,507	146,349	167,700	184,016	202,268	217,991	232,355	241,834	238,052	247,533								
資本的収支分		397,653	430,180	419,185	392,370	351,849	363,190	309,951	304,109	405,585	372,431	430,174	680,930								
うち基準内繰入金																					
うち基準外繰入金		397,653	430,180	419,185	392,370	351,849	363,190	309,951	304,109	405,585	372,431	430,174	680,930								
合計	26,907	520,681	565,305	544,692	538,719	519,549	547,206	512,219	522,100	637,940	614,265	668,226	928,463								

※1 財産貸付収入、財産売却収入及び諸収入
 ※2 給与改定に係る費用
 ※3 港湾施設の維持管理等に係る費用
 ※4 事業費支弁人件費(普通建設事業費に含めて支出される給与)

投資・財政計画(収支計画)
臨海土地造成事業

区分	年度	H30		R1		R2		(単位:千円, %)						
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収入	1 総収入	98,000	116,106	12,713	4,492	7,023	36,124	12,948	16,947	21,348	46,848	79,005	79,730	280,000
	(1) 営業収入													
	ア 土地等売却収入													
	イ 受託工事収入													
	ウ その他収入													
	(2) 営業外収入	98,000	116,106	12,713	4,492	7,023	36,124	12,948	16,947	21,348	46,848	79,005	79,730	280,000
	ア 他会計繰入金	2,106	2,106	1,713	4,492	7,023	10,124	12,948	16,947	21,348	25,848	31,005	46,730	50,000
	イ その他収入	98,000	114,000	11,000			26,000				21,000	48,000	33,000	230,000
	ウ 費用	8,404	2,143	1,746	4,530	7,061	10,162	12,986	16,985	21,386	25,886	31,043	46,768	50,038
	(1) 営業費用	4,821	37	33	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
ア 職員給与	4,821	37												
イ その他費用			33	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	
(2) 営業外費用	3,583	2,106	1,713	4,492	7,023	10,124	12,948	16,947	21,348	25,848	31,005	46,730	50,000	
ア 支払利息	3,583	2,106	1,713	4,492	7,023	10,124	12,948	16,947	21,348	25,848	31,005	46,730	50,000	
イ その他														
3 収支差引(A)-(D)-(E)	89,596	113,963	10,967	△ 38	△ 38	25,962	△ 38	△ 38	△ 38	20,962	47,962	32,962	229,962	
資本的収入	1 資本的収入	48,000	33,000	230,000	260,000	200,000	200,000	300,000	300,000	300,000	380,000	330,000	330,000	330,000
	(1) 地方債	48,000	33,000	230,000	260,000	200,000	200,000	300,000	300,000	300,000	380,000	330,000	330,000	330,000
	建設改良費に係る地方債	48,000	33,000	230,000	260,000	200,000	200,000	300,000	300,000	300,000	380,000	330,000	330,000	330,000
	元金償還													
	(2) 他会計補助金													
	(3) 他会計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金													
	(6) 工事負担金													
	(7) その他													
2 資本的支出	146,000	147,000	240,967	259,962	199,962	225,962	299,962	299,962	299,962	400,962	377,962	362,962	559,962	
(1) 建設改良費	48,000	33,000	229,967	259,962	199,962	199,962	299,962	299,962	299,962	379,962	329,962	329,962	329,962	
土地買収費・補償費														
造成費	45,356	30,377	221,480	250,367	192,381	192,369	289,004	288,993	288,993	366,292	317,987	317,987	317,987	
職員給与	2,644	2,623	8,487	9,595	7,581	7,593	10,958	10,969	10,969	13,670	11,975	11,975	11,975	
その他														
(2) 地方債償還金	98,000	114,000	11,000			26,000				21,000	48,000	33,000	230,000	
建設改良費に係る地方債償還金	98,000	114,000	11,000			26,000				21,000	48,000	33,000	230,000	
元金償還														
(3) 他会計長期借入金返還金														
(4) 他会計繰入金														
(5) その他														
3 収支差引(F)-(G)	△ 98,000	△ 114,000	△ 10,967	38	38	△ 25,962	38	38	38	△ 20,962	△ 47,962	△ 32,962	△ 229,962	

投資・財政計画(収支計画)
臨海土地造成事業

(単位:千円, %)

区分	年度	H30		R1		R2		令和									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
収支再差引	(E)+(I)	△ 8,404	△ 37														
積立金	(K)																
前年度からの繰越金	(L)	8,404	37														
前年度繰上充用金	(M)																
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)																
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																
実収支	(P)																
(N)-(O)	(Q)																
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(O)} \times 100$																
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	92.1	100.0	99.7	99.2	99.5	99.9	99.7	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不利益額	(R)																
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)																
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$																
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不利益額	(T)																
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)																
健全化法施行令第3条第4号により算定する 土地収入の見込額	(V)																
健全化法施行規則第9条第5号Bにより算定した 未売出土地収入の見込額	(W)																
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規	(X)																
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(X)} \times 100$																
他会計借入金残高	(Y)																
他会計借入金残高	(Z)	220,000	139,000	357,967	617,929	817,891	991,853	1,291,815	1,591,777	1,891,739	2,250,701	2,532,663	2,829,625	2,929,587			
他会計繰入金																	
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
収益的収支分																	
うち基準内繰入金																	
うち基準外繰入金																	
資本的収支分																	
うち基準内繰入金																	
うち基準外繰入金																	
合計																	

※1 地方債償還金の財源として充当する港湾整備事業からの繰入金
 ※2 給与改定に係る費用
 ※3 会計年度任用職員の通勤手当に係る費用(令和2年度より会計年度任用職員制度施行)
 ※4 事業費支弁人件費(普通建設事業費に含めて支出される給与)